

箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金  
状況変更等届

生活支援補助金

年 月 日

(宛先)箕面市教育委員会教育長

住所

ふりがな

氏名

電話

勤務先

\* 自署された場合は押印は不要です。

下記のとおり、届け出ます。

記

1. 事由

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①住所変更(市内)・氏名変更   | <input type="checkbox"/> ②市内に転入又は市外に転出     |
| <input type="checkbox"/> ③勤務先、勤務場所の異動(市内) | <input type="checkbox"/> ④勤務先、勤務場所の異動(市外へ) |
| <input type="checkbox"/> ⑤休職(産休・育休・病休等)   | <input type="checkbox"/> ⑥復職               |
| <input type="checkbox"/> ⑦正職員でなくなる        | <input type="checkbox"/> ⑧退職               |
| <input type="checkbox"/> ⑨補助期間の満了         | <input type="checkbox"/> ⑩その他( )           |

※備考欄へ具体的にご記入ください。

①～⑩の事由において、該当する日付を記入してください。

年 月 日
-------

①、②、③、④の事由に該当する場合、記入してください。

【変更前】
【変更後】

【備考】
------

**【注意事項】**

- ◆④の事由に該当されるかたは、補助金の受給は終了します。  
月の途中で該当された場合は、前月までの受給で終了となります。  
・「箕面市補助事業実績報告書」に「正職員の保育士として雇用されていたことがわかる法人または会社の証明書」を添えて提出してください。
  
- ◆⑤の事由に該当されるかたは、補助金の受給は一時停止となります。  
休職期間中は補助金は受給できません。  
月の途中で休職された場合は、前月までの受給をもって一時停止となります。  
・「休職期間及び休職事由のわかる法人の証明書」を提出してください。
  
- ◆⑥の事由に該当されるかたは、補助金の受給を再開します。  
月の途中で復職された場合は、翌月からの再開となります。  
・「復職したことがわかる法人の証明書」を提出してください。
  
- ◆⑦または⑧の事由に該当されるかたは、補助金の受給は終了します。  
月の途中で該当された場合は、前月までの受給で終了となります。  
・「箕面市補助事業実績報告書」に「正職員の保育士として雇用されていたことがわかる法人の証明書」を添えて提出してください。
  
- ◆⑨の事由に該当されるかたは、補助金の受給期間は満了となります。  
・「箕面市補助事業実績報告書」に「正職員の保育士として雇用されていたことがわかる法人の証明書」を添えて提出してください。
  
- ◆退職後に、箕面市内の保育施設で正職員の保育士として採用された場合は、再度補助金交付申請をすることは可能です。ただし、補助金の受給期間は、前回の補助金の受給期間を含め、最大3年間です。
  
- ◆箕面市保育士宿舍借上支援事業費補助金の補助対象期間中、重複して受給することはできません。

【問合せ先】 箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園利用室

電話：072-724-6791

【書類の提出先】 箕面市役所別館2階（子ども総合窓口）